

栃木県農業試験場佐野原種農場跡地活用事業者公募型プロポーザルに係る質問及び回答

栃木県農政部経営技術課

番号	質問内容	回答内容	回答日
1	跡地西側の境界と水路の間(2m程度)の土地の所有者はだれか。	境界と実際に水が流れている水路の間も含めて「水路」となっており、佐野市が管理しています。	9月29日
2	井戸は何メートル掘ってあるのか。	設置当時の資料が不明となっており、正確には分かりません。	9月29日
3	事業開始直後などは、作業委託により管理する可能性があるが、問題はないか。	問題ありません。	9月29日
4	事業計画を立てる上で、見積もりをとるために、業者を現地に呼びたいが、立入りは可能か。	参加表明書を県が受け付けた事業者は、企画提案書受付期間中の立入りが可能です。 立入りを希望する場合は、県職員が立ち会いますので、希望日の1週間以上前に担当部局(県経営技術課)に連絡し、具体的な日時を調整してください。(業務の関係で希望に沿えないこともあります。) 立入りについては、計画的に最少の回数となるよう、御協力をお願いします。	9月29日
5	5か年間は指定用途での利用や譲渡禁止等を求めているが、5年の指定期間経過後は、用途や売却の制限は無くなるのか。	指定期間(5か年)経過後は、実施要領や契約書(現時点では案)などに基づく指定用途での利用や譲渡禁止等の制限は無くなりますが、引き続き、農地法、農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法等を遵守し、必要に応じて手続きを行ってください。	9月29日
6	建物のアスベストの状況はどうなっているか。	発じん性が著しく高いアスベスト吹きつけ材(レベル1)が無いことを調査により確認していますが、レベル2や3に相当する石綿含スレートなどの調査は現時点では行っていません。スレートぶきの建物があるなど、アスベストが存在する可能性があります。	9月29日